

## 令和8年度介護職員等処遇改善等加算に基づく手当等の支給について

## 1. 処遇改善手当 2026年6月給与分より実施 (単位:円)

職種	現行	今年度
「経験・技能がある介護福祉士」 10年以上の経験	40,000	40,000
その他の介護職員	28,000	28,000
その他の職種	21,000	21,000
地域包括支援センター及び 居宅介護支援事業所の職員	19,000	廃止

施設より独自支給していた地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の職員について、独自支給を処遇改善加算からの支給に変更した上で、その他の職種職員と一本化します。

## 2. 夜勤手当 2026/4/1 開始済 (単位:円)

職種	現行	今年度
特別養護老人ホーム・ショートステイ	5,500	6,000
小規模多機能ホーム・グループホーム	4,500	5,000

夜勤従事者に対する手当を500円/回数増額し、増額分を処遇改善加算より支給します。

## 3. 賃上げ 2026年6月給与分より実施

職員(正規・非正規)の基本給・時給を引き上げます。賃上げの原資を処遇改善加算より支出します。各人の賃上げ額は、令和7年度の人事考課を参考に行います。

以上  
事務長 栗原